

公益社団法人茨城県臨床検査技師会 公益事業運営内規

第1章 総則

(総則)

第1条 この法人の組織運営細則 第5章 専門委員会 第23条に於いて「公益事業活動委員会」を設置し、この法人の主たる目的である公益事業に関わる運営について、この内規で詳細を定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 啓発活動及び「臨床検査フェア」に於いて公開講演会・測定コーナー・体験コーナーなどを開催し、臨床検査を通じて県民への啓発活動とともに県民の健康の維持、推進を組織的に援助するものである。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 啓発活動の計画・実施などの実際を担当する
- (2) 「臨床検査フェア」での公開講演等の企画、運営などの関する業務を行う
- (3) その他、公益事業活動の推進・実施に関する業務を行う

第3章 委員会

(組織)

第4条 前条の業務を行うため、次の「公益事業活動委員会」委員として参画する。

- (1) 副会長（渉外担当）
- (2) 理事（渉外公益事業部長・渉外公益担当・学術研究担当等）
- (3) 会員

(役員)

第5条 前条の委員から次の役員を互選する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(内容)

第6条 委員会は、次の事項について協議決議し、理事会承認を得、具体的実施にあたる。

- (1) 啓発活動の計画・実施にあたる。
- (2) 臨床検査フェアは、隔年開催とし、この計画・実施にあたる。
- (3) その他公益事業の計画・実施にあたる。

第4章 附 則

(改廃)

第7条 この内規の改廃は理事会の議決による。

(付則)

- 1 この内規は平成25年8月1日より実施する。
- 2 この内規は平成30年5月27日より実施する。